

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市仁尾町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）大池揚水地区）を行うことについて令和元年7月24日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において令和元年8月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造